

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容	特定空家等に対する措置（略式代執行）	
根拠法令及び条項	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項	
所 管 部 課 係 名	まちづくり未来部建築審査課住宅係	
処 分 基 準	関 係 条 項	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第16項 未設定（前例事務処理がないため）
	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）
準	設 定 等 年 月 日	令和6年10月1日設定（令和 年 月 日最終変更）